

平成27年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の合格者決定方法

1 各試験種目の得点

- ① 筆記試験の得点は，各試験種目の素点をそのまま用いるのではなく，次の方法で算出した**標準点**を用います。

各試験種目における標準点の算出方法

$$\text{標準点} = \frac{\text{当該試験種目の配点比率 (ウェイト)}}{\text{当該試験種目の配点比率 (ウェイト)}} \times \left[10 \times \frac{\text{受験者の素点} - \text{当該試験種目の平均点}}{\text{当該試験種目の標準偏差}} + 50 \right]$$

※ 受験者の素点について

基礎能力試験は正答の合計数を，作文試験は採点者による評点を，それぞれ基礎とします。

- ② 人物試験の得点は，受験者の判定（判定の高い順にA，B，C及びDの4段階）の出現率（各判定ランクの受験者の全受験者に占める割合）を基に，偏差値を求めると同様の換算式によって求めた数値に人物試験の配点比率を乗じて算出した**標準点**を用います。

2 各試験種目の配点比率（ウェイト）

標準点を算出する際に用いている各試験種目の**配点比率(ウェイト)**は次のとおりです。

試験種目	1次試験		2次試験
	基礎能力試験	作文試験	人物試験
配点比率	2.25	0.75	2

3 基準点について

作文試験において，**最低限必要な一定の素点**（素点の意味は標準点の計算方法のときと同じ。）を**基準点**とし，基準点に達しない者については，他の試験種目の成績にかかわらず不合格とします。この基準点は，満点の20%から50%を基本に定めます。

4 第1次試験の合格者の決定

第1次試験の受験者につき，**基礎能力試験の標準点**に基づいて，第1次試験の合格者を決定します。

なお，作文試験は，第1次試験の合格者決定には考慮しません。

5 最終合格者の決定

第2次試験の受験者のうち，第1次試験の作文試験の素点が基準点以上であり，人物試験の判定がAからCである者につき，**全ての試験種目の標準点を合計した得点**に基づいて，最終合格者を決定します。